

岐阜県公報

第二千九百四十号
平成三十年四月二十日

(金曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 二三四

公告

平成三十年度狩猟免許試験の実施

(環境企画課) 二三四

平成三十年度狩猟免許の更新のための試験及び講習の実施

(同) 二三六

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業・金融課) 二三九

家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の書換交付

(畜産課) 二四〇

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地整備課) 二四〇

基本測量の実施

(用地課) 二四〇

公共測量の終了

(同) 二四〇

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(技術検査課) 二四一

多治見都市計画地区計画の図書の縦覧

(都市政策課) 二四二

多治見都市計画の図書の縦覧

(同) 二四二

各務原都市計画の図書の縦覧

(同) 二四三

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 二四四

土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所) 二四六

平成三十年度岐阜県職員採用大学卒程度試験、短大卒程度

(人事委員会) 二四八

試験(土木)、資格免許職試験(薬剤師・管理栄養士・保

(同) 二四八

健師・臨床検査技師A)及び市町村立小中学校等事務職員

(同) 二四八

大学卒程度試験の実施

(同) 二四八

平成三十年度岐阜県職員採用民間企業等職務経験者試験の

(同) 二五三

実施

平成三十年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員(行政
(大学卒程度)採用試験の実施

(同) 二五五

正誤

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部
を改正する規則中訂正

(廃棄物対策課) 二五七

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成三十年四月二十日

告示

岐阜県告示第二百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町横通字洞田一〇七五（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町宮田字野畑一〇三三、一〇三五、一〇六一、一〇六二、一〇七一〇、一〇七一〇

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公示

平成三十年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）以下「法」という。）第四十一条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第二項の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 狩猟免許の種類

免許の種類 使用できる猟具

網猟免許 網（むそつ網、はり網、つき網及びなげ網）

わな猟免許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな）
第一種銃猟免許	装薬銃（ライフル銃・散弾銃）及び空気銃（圧縮ガス銃を含む）
第二種銃猟免許	空気銃（圧縮ガス銃を含む）

二 試験の期日、場所等

次の期日及び場所において、午前九時から受付を開始し、午前九時三十分から試験を行います。

期日	場所	免許の種類	申請書の受付期間
平成三十年七月十二日（木）	飛驒・世界生活文化センター 高山市千島町九〇〇一	全て	平成三十年六月十四日（木）から同月二十八日（木）まで
平成三十年八月四日（土）	岐阜県可茂総合庁舎大会議室 美濃加茂市古井町下古井二六一〇一	全て	平成三十年七月六日（金）から同月二十日（金）まで
平成三十年九月二十二日（土）	岐阜大学全学共通教育講義棟 岐阜市柳戸一	全て	平成三十年八月二十四日（金）から同年九月七日（金）まで
平成三十年十一月十七日（土）	岐阜県中濃総合庁舎大会議室 美濃市生櫛一六二二二	わな猟 第一種銃猟	平成三十年十月十九日（金）から同年十一月二日（金）まで
平成三十年十二月十一日（火）	岐阜県恵那総合庁舎大会議室 恵那市長島町正家後田一〇六七七一	わな猟のみ	平成三十年十一月十三日（火）から同月二十七日（火）まで

三 受験資格

岐阜県内に住所を有する者で、試験日現在、網猟免許及びわな猟免許にあっては十八歳以上、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては二十歳以上の者で、法第四十条第二号から第六号までのいずれにも該当しない者

四 試験の内容

試験区分

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣に関する

知識試験	る知識並びに猟法に関する知識（狩猟免許を受け、その有効期間内に他種の狩猟免許を受けよとする者（以下「試験の一部免除者」という。）は、猟法に関する知識に限る。）
適性試験	視力、聴力及び運動能力
技能試験	知識試験の合格者を対象に、猟具の取扱い、鳥獣の判別及び距離の目測（網猟免許及びわな猟免許の受験者は、距離の目測を除く。）

五 学生の狩猟免許手数料の減額について

試験の新規受験者で、試験日当日、学校教育法に規定する大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又は各種学校に在学している者（以下「学生」という。）は、狩猟免許手数料が減額となります。

六 試験の申請手続

1 申請書の入手
申請書は、岐阜県環境生活部岐阜地域環境室（以下「岐阜地域環境室」という。）又は各県事務所環境課で配布するほか、同部環境企画課（以下「環境企画課」という。）のホームページから入手することができます。

環境企画課のホームページのアドレス
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/shizenhogo/c11265/syuryo.html>

2 申請書の提出

次の書類を、申請者の住所地を所管する各県事務所環境課（住所地が岐阜地域である場合にあつては、岐阜地域環境室）に提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

(一) 狩猟免許試験申請書一通

申請書は、試験の種類ごとに提出が必要です。

(二) 写真一枚（二種類以上の免許を同時に受験する場合も一枚）

申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの（眼鏡等を使用して適性試験を受ける必要がある場合は、眼鏡等を着用した写真に限る。）

(三) 医師の診断書又は猟銃・空気銃所持許可証の写し一通

法第四十条第二号から第四号までに該当しないことを証する医師の診断書（申請前六か月以内に作成されたものに限る。）又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の写し（当該許可を現に受けている場合に限る。）

（四）返信用封筒一通

長形三号の封筒に八十二円切手を貼り、宛先に申請者本人の住所、氏名及び郵便番号を明記してください。

（五）学生証又は在学証明書の写し一通（学生に限る。）

学校名及び氏名が分かる部分をコピーし、添付するとともに、当日原本をお持ちください。

3 手数料

申請書に次に掲げる額の岐阜県収入証紙を貼り付けてください（消印はしないでください。）。

試験の一部免除者	三千九百円（一種類につき）
試験の一部免除者以外の者で、学生であるもの	二千六百元（一種類につき）
その他の者	五千二百円（一種類につき）

4 受付時間

申請書の受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。郵送の場合は、申請書の受付期間の最終日必着です。

なお、申請書の受付期間終了後、受けよつとする免許の種類及び場所の変更並びに手数料の返還はできません。

七 合格発表

合格発表は、試験日当日に試験会場にて行います。（狩猟免許は、後日、住所を所管する各県事務所環境課（住所地が岐阜地域である場合）にあっては、岐阜地域環境室）にて交付します。）

八 試験結果の提供

受験者本人に限り、合格発表の日の翌々日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口（岐阜県庁二階 電話〇五八 二七二 一一三八）及び各県事務所の窓口で提供します。その際、受験票及び運転免許証等写真により本人と確認できる身分証明書を持参してください。提供する試験結果の内容は、知識試験の得点及び技能試験の科目別減

点です。

九 その他

この試験についての詳細は、環境企画課（電話〇五八 二七二 八三三二）、岐阜地域環境室又は各県事務所環境課へ問い合わせてください。

平成三十年度狩猟免許の更新のための試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号以下「法」という。）第五十一条第二項に規定する狩猟免許の更新のための試験及び同条第四項に規定する講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 対象者

平成二十七年中に狩猟免許を取得し、又は更新し、平成三十年九月十四日に免許の有効期間が満了する者。この場合において、有効期間の満了する日が異なる他の狩猟免許を有するときは、当該免許も繰り上げて更新することができます。

二 試験及び講習の期日、場所等

次の期日及び場所において、午前八時三十分から受付を開始し、午前九時から試験及び講習を行います。原則として、対象者の住所地ごとに指定された期日に受け取ってください。ただし、やむを得ない理由がある場合は、他の期日に受け取ることができますので、申請書提出の際に申し出てください。

所管事務所等	期日	対象者（居住する住所地）	場所	申請書の受付期間
岐阜県環境生活部岐阜地域環境室	平成三十年七月六日（金）	山県市	美山中央公民館 山県市若佐二二七七	平成三十年六月八日（金）から同月二十一日（金）まで
環境室	平成三十年七月十八日	各務原市	各務原市産業文化センター	平成三十年六月二十日（水）から同年七月

岐阜県 東濃事務所 七月十日 (火)	多治見市又は 土岐市	岐阜県東濃西部総合 庁舎 多治見市上野町五 六八	平成三十年六月十二 日(火)から同年二 十六日(火)まで
岐阜県 恵那事務所 七月十三日 (金)	瑞浪市	岐阜県東濃西部総合 庁舎 多治見市上野町五 六八一	平成三十年六月二十 八日(木)から同年 七月十二日(木)ま で
岐阜県 恵那事務所 七月十七日 (火)	多治見市(岩村 町、上矢作町、 明智町及び串 原)	岐阜県恵那総合庁舎 恵那市長島町正家後 田一〇六七 七一	平成三十年六月十五 日(金)から同年二 十九日(金)まで
岐阜県 恵那事務所 七月二十三日 (月)	恵那市(笠置 町、中野方町、 飯地町、武並 町、東野及び 山岡町)	岐阜県恵那総合庁舎 恵那市長島町正家後 田一〇六七 七一	平成三十年六月二十 五日(月)から同年 七月九日(月)まで
岐阜県 恵那事務所 七月二十四日 (火)	中津川市(坂 下、上野、川 上、山口、馬 籠、神坂及び 瀬戸)	岐阜県恵那総合庁舎 恵那市長島町正家後 田一〇六七 七一	平成三十年六月二十 六日(火)から同年 七月十日(火)まで
平成三十年 八月二十七日 (月)	中津川市(中 津川、駒場、 苗木及び蜷川)	岐阜県恵那総合庁舎 恵那市長島町正家後 田一〇六七 七一	平成三十年七月三十 日(月)から同年八 月十三日(月)まで
平成三十年 八月二十八 日(火)	中津川市(福 岡、高山、田 瀬、下野及び 付知町)	岐阜県恵那総合庁舎 恵那市長島町正家後 田一〇六七 七一	平成三十年七月三十 一日(火)から同年 八月十四日(火)ま で
平成三十年 九月七日 (金)	中津川市(手 賀野、茄子川、 千旦林、落合)	岐阜県恵那総合庁舎 恵那市長島町正家後 田一〇六七 七一	平成三十年八月十日 (金)から同年二十 四日(金)まで

三 試験及び講習の内容	岐阜県 飛騨事務所 七月六日 (金)	阿木及び加子 母)	岐阜県下呂総合庁舎 下呂市萩原町羽根二 六〇五一	平成三十年六月八日 (金)から同年二十 二日(金)まで
	岐阜県 飛騨事務所 七月十日 (火)	高山市(旧高 山市) 川町)	古川町公民館 飛騨市古川町若宮町 二一 六六	平成三十年六月十二 日(火)から同年二 十六日(火)まで
二 講習	岐阜県 飛騨事務所 七月十九日 (木)	高山市(旧高 山市)	岐阜県飛騨総合庁舎 高山市上岡本町七 四六八	平成三十年六月二十 一日(木)から同年 七月五日(木)まで
	岐阜県 飛騨事務所 七月二十七日 (金)	高山市(上宝 町及び奥飛騨 温泉)又は飛 騨市(神岡町)	高山市上宝支所 高山市上宝町本郷五 四〇	平成三十年六月二十 九日(金)から同年 七月十三日(金)ま で
一 試験	平成三十年 八月八日 (水)	高山市(清見 町及び庄川町) 又は白川村)	庄川総合センター 高山市庄川新洲四三 〇一	平成三十年七月十一 日(水)から同年二 十五日(水)まで
	平成三十年 八月二十一日 (火)	高山市(一之 宮町、久々野 町、高根町、 朝日町及び丹 生川町)	岐阜県飛騨総合庁舎 高山市上岡本町七 四六八	平成三十年七月二十 四日(火)から同年 八月七日(火)まで
適性試験(視力、聴力及び運動能力)	平成三十年 九月五日 (水)	下呂市(萩原 町、小坂町、 金山町及び馬 瀬)	岐阜県下呂総合庁舎 下呂市萩原町羽根二 六〇五一	平成三十年八月八日 (水)から同年二十 二日(水)まで
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令等				

四 申請手続

1 申請書の入手

申請書は、岐阜地域環境室又は各県事務所環境課で配布するほか、環境生活部環境企画課（以下「環境企画課」という。）のホームページから入手することができます。

環境企画課のホームページのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/curashi/kankyo/shizenhogo/c11265/syuryo.html>

html

2 申請書の提出

次の書類を、申請者の住所を所管する各県事務所環境課（住所地が岐阜地域である場合にあつては、岐阜地域環境室）に提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

(一) 狩猟免許更新申請書一通

複数の免許を更新する場合は、免許の種類ごとに提出が必要で

(二) 写真一枚（複数の免許を同時に更新する場合も一枚）

申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの（眼鏡等を使用して適性試験を受ける必要がある場合は、眼鏡等を着用した写真に限る。）

(三) 医師の診断書又は猟銃・空気銃所持許可証の写し一通

法第四十条第二号から第四号までに該当しないことを証する医師の診断書（申請前六か月以内に作成されたものに限る。）又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の写し（当該許可を現に受けている場合に限る。）

(四) 返信用封筒一通

長形三号の封筒に八十二円切手を貼り、宛先に申請者本人の住所、氏名及び郵便番号を明記してください。

(五) 狩猟免許（更新に係る種類の免許）

3 手数料

申請書に二千九百円分の岐阜県収入証紙を貼り付けてください（消印はしないで

ください。）。なお、複数の免許を更新する場合は、免許の種類ごとに手数料が必要

4 受付時間

申請書の受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。郵送の場合は、申請書の受付期間の最終日必着です。

なお、申請書の受付期間終了後、場所の変更及び手数料の返還はできません。

5 その他

この試験及び講習についての詳細は、環境企画課（電話〇五八 二七二 八三三）、岐阜地域環境室又は各県事務所環境課へ問い合わせてください。

大規模小売店舗の新設に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成三十年四月二十日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年四月六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地

（仮称）スーパーセンターオークワ多治見店

多治見市幸町八丁目一番 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成三十年十二月七日

- 五 店舗面積
- 六、二七四平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
- 三三三台

- 七 荷さばき施設の面積
- 一七二平方メートル

家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の書換交付

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨通報を受けたので、同条第二項の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

（肉用牛）

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
一一四七五七七三四二〇	種畜の名前の変更	宗光清	光清
一一五二〇〇四〇六一六	種畜の名前の変更	茂勝真	茂真
一一五二五〇一一九七〇	種畜の名前の変更	勝辰平	勝辰

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名 縦覧場所 縦覧期間

庄川清見地区	高山市役所	平成三〇・五四・二二〇
--------	-------	-------------

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（空中写真撮影、オルソ作成）

三 作業期間

平成三十年四月十三日から
平成三十一年三月三十一日まで

四 作業地域

関市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、坂祝町、八百津町、御嵩町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により多治見市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

多治見市

二 作業種類

公共測量(写真地図作成)

三 作業期間

平成二十九年九月十五日から
平成三十年三月二十六日まで

四 作業地域

多治見市

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

各務原市

二 作業種類

公共測量(共用地図データ更新整備業務委託)

三 作業期間

平成二十九年六月十九日から
平成三十年三月三十日まで

四 作業地域

各務原市

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により神戸町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

神戸町

二 作業種類

公共測量(デジタル空中写真撮影)

三 作業期間

平成二十九年六月一日から
平成三十年三月二十三日まで

四 作業地域

安八郡神戸町

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成三十年二月十日	有限会社 羽島水道商会	取締役 後藤邦夫	羽島市竹鼻町 錦町四二二	般二十八 一〇〇一三 六	機械器具設置工事業
平成三十年二月十日	有限会社 和田建築	代表取締役 和田 哲彦	高山市清見町 三日町一〇五	特二十五 二二八五二	建築及び大工工事業
平成三十年二月十日	株式会社 鷺見塗装	代表取締役 鷺見 翼	海津市平田町 勝賀一八六	般二十五 二〇一〇〇 八	塗装工事業

平成三十一年三月七日	株式会社西尾管工	代表取締役 西尾高司	恵那市長島町久須見一〇九二番地七	特二千九一七二八	土木、管及び水道施設工事業
平成三十一年三月一日	有限会社興和建设	代表取締役 田口和行	加茂郡白川町坂ノ東六〇五六番地の一	般二千八一五七〇九	建築工事業
平成三十一年三月一日	永谷電気株式会社	代表取締役 永谷和博	岐阜市三田洞東二丁目一六番六号	般二千八五五七七	電気工事業
平成三十一年二月二十八日	有限会社中村工業	代表取締役 中村正誠	羽島郡笠松町門間五五六番地	般二千五一〇二二二	管工事業
平成三十一年二月十三日	株式会社リーモ	代表取締役 可知昌也	中津川市茄子川一九八四番地六七	般二千六六〇〇六一三	大工、屋根、タイル、れんが、フロック及び内装仕上工事業
平成三十一年二月十三日	株式会社ライオンキテクト	代表取締役 平野幸司	大垣市和合新町二丁目一五番地中村第三ビル二階	般二千四二〇〇九五四	とび・土工事業
平成三十一年二月十一日	田中建築	田中二郎	養老郡養老町高田四九四番地一	般二千九一〇〇九六	建築及び大工事業
平成三十一年二月十日	末永電気株式会社	代表取締役 末永英司	揖斐郡揖斐川町極楽寺字松原一六番地の三	般二千六三三六	管工事業
平成三十一年二月九日	株式会社廣瀬住建	代表取締役 廣瀬元彦	岐阜市柳津町丸野一丁目七七番地一	般二千五二〇二六九六	土木、とび・土工、石、管、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、造園及び水道施設工事業
平成三十一年二月五日	株式会社森本組	代表取締役 林大平	揖斐郡揖斐川町春日六合八五二番地一	般二千六三〇〇二〇五	土木、とび・土工、舗装及び水道施設工事業

平成三十一年三月九日	加永建設株式会社	代表取締役 加藤仁徳	飛騨市神岡町東町四八三	特二千九二二〇九	建築工事業
平成三十一年三月九日	株式会社アイシン	代表取締役 鍵谷秀幸	多治見市小名田町西ケ洞一番地六四七	特二千八五〇〇五〇四	とび・土工及び舗装工事業
平成三十一年三月九日	有限会社ヒタ緑華園	代表取締役 中田富雄	高山市国府町広瀬町一〇五三番地一	般二千五九五〇〇三〇	造園工事業
平成三十一年三月十日	株式会社鈴木組	代表取締役 鈴木直人	羽島市桑原町八神二〇七七番地	般二千九一〇八三一	土木、舗装及び造園工事業
平成三十一年三月十五日	ナナシーライオンビス	松葉直樹	岐阜市柳津町本郷四丁目五六番地二	般二千五〇二六九〇	電気工事業
平成三十一年三月十六日	大東株式会社	代表取締役 役社長 渡部勝裕	岐阜市六条南三丁目一四番一号	般二千七三四六四	電気工事業
平成三十一年三月十九日	渡辺総業	渡邊章	本巣市長屋一四〇〇五四	般二千八一〇二四二	土木、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ及び水道施設工事業
平成三十一年三月十七日	村瀬興業	村瀬守	可児郡御嵩町中一一三三番地の三	般二千九五〇〇一〇四	土木、とび・土工、管、舗装、しゅんせつ及び水道施設工事業

多治見都市計画地区計画の図書の縦覧
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
 平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
多治見都市計画地区計画 長瀬地区地区計画
- 二 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
多治見都市計画地区計画 多治見駅前中之郷地区地区計画
- 二 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
多治見都市計画地区計画 山吹地区地区計画
- 二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
多治見都市計画地区計画 長瀬地区地区計画
- 二 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
各務原都市計画地区計画 テクノプラザ地区地区計画
- 二 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

<p>開発許可（変更許可）番号及び年月日</p> <p>岐阜県指令岐建築第二九号 平成二三・一二・八 同岐西建築第二六号 の三四 同三〇・一・三〇</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>山県市大字佐賀字金池三五〇番一、三五一番一、同字咽洞四二一番一及び四二二番一</p>	<p>公共施設の 種類</p> <p>道路、緑地</p>	<p>公共施設の 位置及び区 域</p> <p>開発登録簿による</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>関市武芸川町谷口二一九四番地の一 天理教美谷分教会 代表役員 井 上 直 寛</p>
<p>同岐西建築第五〇号の四 平成二九・三・一四 同岐西建築第二六号 の四 同二九・七・二一 同岐西建築第二六号 の三八 同三〇・二・二三</p>	<p>山県市大字高木字戸羽一三六四番、一三六五番、一三六六番一、一三六六番二及び一三六七番一</p>	<p>緑地</p>	<p>同</p>	<p>岐阜市三輪七七六番地二 社会福祉法人三輪会 理事長 壺 阪 國 一</p>
<p>同岐西建築第一五号の一 三 平成二九・九・二六</p>	<p>瑞穂市只越字西村中一〇七五番一及び一〇七五番二の一部</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>岐阜市福光東二丁目八番五号 鶏飼不動産株式会社 代表取締役 鶏 飼 隆 司</p>
<p>同岐西建築第一六号の一 一 平成二九・一二・二五</p>	<p>羽島郡岐南町徳田西一丁目七九番</p>	<p>道路、 下水</p>	<p>同</p>	<p>大阪府豊中市新千里西町一丁目一番四号 パナホーム株式会社 支配人 藤 田 秀 樹</p>

二 縦覧場所
各務原都市計画地区計画 前渡東町地区地区計画

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>〔同岐西建築第二六号の四〇〕 同三〇・二・一六</p>	<p>同岐西建築第一七号の三 平成二九・一〇・一八</p>	<p>道路、下水 道、水路</p>	<p>同</p>	<p>岐阜市長住町五丁目八番地 國六株式会社 代表取締役 國 井 重 宏</p>
<p>同岐西建築第五二号の五 平成二九・二・二三</p>	<p>不破郡垂井町字金福地一〇〇七番一、 一〇〇八番一、一〇〇八番四、一〇〇 九番一、一〇一〇番、一〇一八番一、 一〇一八番二、一〇一八番三、一〇二 二番一及び垂井町所管法定外公共物 (水路)</p>	<p>道路、水路</p>	<p>同</p>	<p>不破郡垂井町一五三三番地の一 垂井町長 中 川 満 也</p>
<p>同岐西建築第二二号の一 平成二九・一・二七 〔同岐西建築第二六号の四六〕 同三〇・三・二七</p>	<p>第一工区：安八郡神戸町大字北一色字 北島七六九番三、七六八番二の一部、 七七五番一の一部及び七七五番三</p>	<p>道路、公園 下水道</p>	<p>同</p>	<p>安八郡神戸町大字神戸一〇一〇番地 神戸町土地開発公社 理事長 若 園 伸 和</p>
<p>同岐西建築第一八号の四 平成二九・一・二五 〔同岐西建築第二六号の四一〕 同三〇・二・二一</p>	<p>本巣郡北方町春來町二丁目一〇六番、 一〇九番、一一〇番、一一一番、一一 二番、一一三番、一一四番、一一五番 一一六番、一一七番、一一八番及び二 三〇番の一部</p>	<p>道路、下水 道</p>	<p>同</p>	<p>本巣市仏生寺二六六番地の二 株式会社鶴飼 代表取締役 鶴 飼 幸 子</p>
<p>同東建築第七七号の六 平成二六・二・二八 〔同東建築第七六号の一三〕 〔同東建築第八一号の三〕 〔同二八・九・一〕 〔同東建築第八八号の四〕 〔同三〇・一・二四〕 〔同東建築第八八号の五〕 〔同三〇・三・二九〕</p>	<p>恵那市大井町字粟畑平二七二六番六の 一部、二七一六番七の一部、二七一六 番一六三の一部、同町字入道坂二七一 九番五の一部、同町字野越二七二三番 の一部、二七二三番二の一部、二七二 四番二の一部、二七二四番八の一部及 び二七二五番五の一部(第二工区)</p>	<p>道路、下水 道、緑地</p>	<p>同</p>	<p>岐阜県恵那市長島町正家二丁目一番二号 恵那市長 小 坂 喬 峰</p>

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住居	住所
南濃北部	平成三〇・三・三一	理事長	野津重一	海津市南濃町志津	六六一番地一四
南濃北部	平成三〇・三・三一	副理事長	野崎勝己	同	一六八六番地一
南濃北部	平成三〇・三・三一	理事	大橋正美	海津市南濃町徳田	二七二番地二
南濃北部	平成三〇・三・三一	理事	川瀬保	同	一七一六番地
南濃北部	平成三〇・三・三一	理事	伊藤高	同	五二九番地一五
南濃北部	平成三〇・三・三一	理事	傍嶋一紀	同	八二八番地
南濃北部	平成三〇・三・三一	理事	野崎武典	同	一〇五九番地二
南濃北部	平成三〇・三・三一	理事	高木正司	同	一七五一番地
南濃北部	平成三〇・三・三一	理事	三輪喜通	海津市南濃町津屋	二七三五番地一
南濃北部	平成三〇・三・三一	理事	寺倉剛	同	一八五四番地
南濃北部	平成三〇・三・三一	理事	小原敏幸	同	二〇〇四番地
南濃北部	平成三〇・三・三一	理事	堀田紀史雄	同	二三九〇番地
南濃北部	平成三〇・三・三一	理事	濱口正弘	海津市南濃町庭田	四〇八
南濃北部	平成三〇・三・三一	総括理事	野津武司	志津	一〇六七番地三
南濃北部	平成三〇・三・三一	監事	川瀬元禧	同	一六四二番地二

就任した役員

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

就任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住居	住所
南濃北部	平成三〇・四・一	同	近藤哲郎	海津市南濃町津屋	二二三番地
南濃北部	平成三〇・四・一	理事長	野津重一	海津市南濃町志津	六六一番地一四
南濃北部	平成三〇・四・一	副理事長	野崎勝己	同	一六八六番地一
南濃北部	平成三〇・四・一	理事	野崎光則	同	一一四九番地
南濃北部	平成三〇・四・一	理事	安部成幸	同	五五七番地
南濃北部	平成三〇・四・一	理事	安藤和幸	同	八四六番地
南濃北部	平成三〇・四・一	理事	谷江清明	同	一〇三四番地一
南濃北部	平成三〇・四・一	理事	安藤清弘	同	一〇四九番地一
南濃北部	平成三〇・四・一	理事	近藤哲郎	海津市南濃町津屋	二二三番地
南濃北部	平成三〇・四・一	会計理事	寺倉剛	同	一八五四番地
南濃北部	平成三〇・四・一	理事	堀田和政	同	二八一三番地八七
南濃北部	平成三〇・四・一	理事	堀田勝彦	同	二三三六番地一
南濃北部	平成三〇・四・一	理事	水谷茂	同	一八二一番地二
南濃北部	平成三〇・四・一	理事	高木勝義	戸田	八九〇番地
南濃北部	平成三〇・四・一	理事	大橋幸雄	海津市南濃町徳田	二六九番地一
南濃北部	平成三〇・四・一	総括監事	佐藤正和	志津	八三六番地
南濃北部	平成三〇・四・一	監事	野崎康文	同	一一二八番地
南濃北部	平成三〇・四・一	同	田中勝弘	海津市南濃町志津新田四九七番地三	

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	西輪中土	平成	年月日	退任	氏名	住	所
土地改良区	西輪中土	平成	三〇・三・三一	退任	伊藤 豊	同	二五一番地
土地改良区	西輪中土	平成	三〇・三・三一	退任	鈴木 直人	同	二〇三番地
土地改良区	西輪中土	平成	三〇・三・三一	退任	伊藤 爲吉	同	三〇五番地
土地改良区	西輪中土	平成	三〇・三・三一	退任	服部 太美男	同	一八四三番地
土地改良区	西輪中土	平成	三〇・三・三一	退任	田中 義仁	同	二二八番地二
土地改良区	西輪中土	平成	三〇・三・三一	退任	伊藤 喜與	同	二三〇番地二
土地改良区	西輪中土	平成	三〇・三・三一	退任	水谷 稔	同	一四二〇番地一
土地改良区	西輪中土	平成	三〇・三・三一	退任	瀬古 邦彦	同	二六一九番地一
土地改良区	西輪中土	平成	三〇・三・三一	退任	伊藤 清司	同	一五八六番地二

就任した役員

土地改良区	西輪中土	平成	年月日	就任	氏名	住	所
土地改良区	西輪中土	平成	三〇・四・一	就任	岡田 好文	同	一〇三四番地
土地改良区	西輪中土	平成	三〇・四・一	就任	伊藤 爲吉	同	三〇五番地
土地改良区	西輪中土	平成	三〇・四・一	就任	三浦 隆文	同	一〇〇二番地
土地改良区	西輪中土	平成	三〇・四・一	就任	水谷 好	同	一七〇番地
土地改良区	西輪中土	平成	三〇・四・一	就任	堀田 昌二	同	五番地
土地改良区	西輪中土	平成	三〇・四・一	就任	伊藤 喜與	同	二三〇番地二
土地改良区	西輪中土	平成	三〇・四・一	就任	丹羽 春和	同	一八八三番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	養老町江月	平成	年月日	退任	氏名	住	所
土地改良区	養老町江月	平成	三〇・三・三一	退任	吉田 徳博	同	二七二〇番地
土地改良区	養老町江月	平成	三〇・三・三一	退任	日比野 勉	同	一三〇〇番地
土地改良区	養老町江月	平成	三〇・三・三一	退任	中川 博勝	同	四〇番地三
土地改良区	養老町江月	平成	三〇・三・三一	退任	岡田 秀雄	同	一〇六三番地四
土地改良区	養老町江月	平成	三〇・三・三一	退任	吉田 正治	同	二七二二番地
土地改良区	養老町江月	平成	三〇・三・三一	退任	西脇 廣夫	同	二二三〇番地一
土地改良区	養老町江月	平成	三〇・三・三一	退任	吉田 弘光	同	一〇六四番地一
土地改良区	養老町江月	平成	三〇・三・三一	退任	佐竹 義明	同	一六六番地二
土地改良区	養老町江月	平成	三〇・三・三一	退任	佐竹 眞澄	同	六五番地
土地改良区	養老町江月	平成	三〇・三・三一	退任	岡田 正夫	同	二四三九番地一
土地改良区	養老町江月	平成	三〇・三・三一	退任	榎原 正人	同	二七三五番地一
土地改良区	養老町江月	平成	三〇・三・三一	退任	西脇 和彦	同	二二三〇番地
土地改良区	養老町江月	平成	三〇・三・三一	退任	近藤 雄二	同	一八九番地

同	水谷 稔	同	住	一四二〇番地一
同	水谷 恒	同	境	二五五一番地
同	渡邊 和義	同	境	一五七七番地
同	水谷 恒	同	境	二五五一番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
土地区			岡田	安司	同
改良区			氏	名	住
養老町江月	平成 三〇・四・一	理事	岡田	精太郎	養老郡養老町江月 七五一番地一
良区			同	桑原	英喜 同 二六二五番地
			同	日比野	芳政 同 二四四二番地
			同	日比野	勝 同 一三〇七番地
			同	佐竹	英昭 同 六四番地一
			同	佐竹	浩一 同 二〇二六番地一
		監事	桑原	正人 同 二七三五番地一	
			同	桑原	義治 同 一一一七番地一
			同	岡田	安司 同 一三三七番地
			同	日比	春良 同 一六九番地一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
室原土地改良区	平成 三〇・二・九	理事	高木	慶次	養老郡養老町室原 七〇四番地
就任した役員					

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
室原土地改良区	平成 三〇・三・一七	理事	三輪	忠司	養老郡養老町室原 六八〇番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
五三土地改良区	平成 三〇・三・三	監事	安福	秀光	養老郡養老町下笠 七三四番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
五三土地改良区	平成 三〇・四・一	監事	小野	宗明	養老郡養老町下笠 九三三番地

平成三十年度岐阜県職員採用大学卒業程度試験、短大卒業程度試験（土木）、資格免許職試験（薬剤師・管理栄養士・保健師・臨床検査技師A）及び市町村立小中学校等事務職員大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成三十年度岐阜県職員採用大学卒業程度試験、短大卒業程度試験（土木）、資格免許職試験（薬剤師・管理栄養士・保健師・臨床検査技師A）及び市町村立小中学校等事務職員大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

平成三十年四月二十日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として大学卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする事務的又は技術的な業務に従事する職員、短期大学卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする技術的な業務に従事する職員、薬剤師・管理栄養士・保健師・臨床検査技師Aに関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事する職員及び市町村立小中学校等事務職員として大学卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するためにを行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

短大卒業程度	大学卒業程度試験										試験名				
薬劑師	土木	機械	電気	農業	建築	土木	森林	畜産	農学	心理学	福祉	警察行政	行政	行政	試験区分
五人程	五人程	五人程	五人程	五人程	五人程	十五人程	五人程	若干人	十人程	若干人	十人程	十人程	五人程	七十人程	採用予定人員

二 受験資格

資格免許職試験	管理栄養士	若	干	人
	保健師	五	人	程
市町村立小中学校等事務職員大学卒業程度	臨床検査技師A	若	干	二十五人程

短大卒業程度試験	土木	機械	電気	農業	建築	土木	森林	畜産	農学	心理学	福祉	警察行政	行政	行政	試験区分
薬劑師	木	械	気	業	築	木	科	産	学	理	社	政	政	政	試験区分
受	<p>次に掲げる者</p> <p>一 平成三十年四月一日における年齢が二十一歳以上二十九歳未満の者</p> <p>二 平成三十年四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの</p> <p>イ 学校教育法に基づく大学を卒業又は平成三十一年三月までに卒業見込みの者</p> <p>ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>														受
格	<p>平成三十年四月一日における年齢が三十一歳未満で、薬剤師免許を有する者又は平成三十一年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みの者</p>														格

<p>資格免許職試験</p>	<p>管理栄養士</p>	<p>平成三十年四月一日における年齢が二十九歳未満で、管理栄養士免許を有する者又は平成三十一年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みの者</p>
	<p>保健師</p>	<p>平成三十年四月一日における年齢が二十九歳未満で、保健師免許を有する者又は平成三十一年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みの者</p>
<p>臨床検査技師A</p>		<p>次に掲げる者</p> <p>一 平成三十年四月一日における年齢が二十一歳以上二十九歳未満で、臨床検査技師の免許を有する者又は平成三十一年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みの者</p> <p>二 平成三十年四月一日における年齢が二十一歳未満で、臨床検査技師の免許を有する者又は平成三十一年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みの者で次に掲げるもの</p> <p>イ 学校教育法に基づく大学を卒業又は平成三十一年三月までに卒業見込みの者</p> <p>ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
<p>市町村立小中学校等事務職員 大 学 卒 程 度</p>		<p>次に掲げる者</p> <p>一 平成三十年四月一日における年齢が二十一歳以上二十九歳未満の者</p> <p>二 平成三十年四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの</p> <p>イ 学校教育法に基づく大学を卒業又は平成三十一年三月までに卒業見込みの者</p> <p>ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者</p>

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者（大学卒程度試験における「心理」「電気」「機械」、資格免許職試験及び市町村立小中学校等事務職員大学卒程度試験を除く。）

- 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行います。記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- 試験の日時、場所、方法及び合格者発表
- 1 第一次試験
 - (一) 日時及び場所

平成三十年六月二十四日（日）午前八時三十分から岐阜市又は東京都文京区において行います。
 - (二) 方法
 - (1) 教養試験

大学卒程度試験、資格免許職試験及び市町村立小中学校等事務職員大学卒程度試験については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会及び現代の社会に関する問題、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間三十分に行います。

短大卒程度試験については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間三十分に行います。
 - (2) 専門試験

大学卒程度試験、資格免許職試験及び市町村立小中学校等事務職員大学卒程度試験については、試験区分に応じた専門的知識、技術又はその他の能力について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間にわたって行います。（行政を除く。）

短大卒程度試験については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間にわたって行います。

試験問題の出題分野は、次のとおりです。
大学卒程度試験

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済原論、経済政策、経済事情、財政学、社会政策、社会学、国際関係等
警察行政	社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む）、社会調査等
福祉	一般心理学（心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学等
心理学	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
農学	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等
畜産	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む）、林業工学、林産一般、砂防工学等
森林科学	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画等
土木	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
建築	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良、農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般等
農業土木	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等
電気	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等
機械	

短大卒程度試験

試験区分
出題分野

資格免許職試験

土木
数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む）、土木施工等

試験区分	出題分野
薬剤師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度等
管理栄養士	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食生活と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論等
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論等
臨床検査技師	臨床病態学、形態検査学、生物化学分析検査学、病因・生体防御検査学、生理機能検査学、検査総合管理学、医療安全管理学等

市町村立小中学校等事務職員大学卒程度試験

試験区分	出題分野
市町村立小中学校等事務職員	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済原論、経済政策、経済事情、財政学、社会政策、社会学、国際関係等

- (3) 論文試験（短大卒程度（土木）を除く。）
 識見、論理性、思考力等について試験を行います。
 なお、この試験は、第二次試験として評価します。
- (4) 論文試験（行政のみ。）
 識見、論理性、思考力等について試験を行います。
- (5) 作文試験（短大卒程度（土木）のみ。）
 表現力、思考力等について試験を行います。
 なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成三十年七月三日（火）（予定）（行政）にあつては、平成三十年七月十八日（水）（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyojoho/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成三十年七月中旬から八月下旬(予定)(行政)にあつては、平成三十年七月下旬から八月下旬(予定)までの間に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 集団討論試験(行政及び短大卒程度(土木)を除く。)

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

(3) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(三) 合格者発表

(1) 行政を除く試験区分

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成三十年八月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合否の結果を通知します。

(2) 行政

第一次試験及び第二次試験の結果に基づいて第二次試験合格者を決定の上、平成三十年八月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

3 第三次試験(行政のみ)

第二次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成三十年八月下旬から九月月上旬(予定)までの間に岐阜市において行います。なお、詳細は、第二次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 集団討論試験

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

(三) 合格者発表

第一次試験、第二次試験、第三次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成三十年九月中旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第三次試験受験者全員に合否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。大卒程度、短大卒程度、資格免許職の採用予定年月日は、原則として平成三十一年四月一日ですが、市町村立小中学校等事務職員の採用予定年月日は、平成三十一年三月二十五日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。

また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われず。

五 給与等

平成三十年度の新規採用者の行政職給料表適用職員の給料月額額は、大卒者で十八万九千三百円、短大卒者で十六万八千八百円、医療職(二)給料表適用職員は、大学六卒者で二十一万五千円、大卒者で十九万五千四百円、医療職(三)給料表適用職員は、大卒者で二十一万六千円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

なお、学校卒業後、民間等における職歴がある場合は、一定の基準により加算されます。また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「大卒請求」、「短大卒請求」、「資格免許職請求」又は「小中等事務請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込みの方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒受験」、「短大卒受験」、「資格免許職受験」又は「小中等事務受験」と朱書きし、〒五八五七（住所不要）岐阜県人事委員会事務局宛てで、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成三十年四月二十七日（金）から五月十八日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。郵送の場合は、五月十八日（金）までの消印があるもの限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験、第二次試験及び第三次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係（電話 五八二七二 八七九六）へ問い合わせてください。

平成三十年度岐阜県職員採用民間企業等職務経験者試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成三十年度岐阜県職員採用民間企業等職務経験者試験を次のとおり実施します。

平成三十年四月二十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として民間企業等における職務経験並びに職務経験で培った知識、経験及び能力を生かして事務的又は技術的な業務に従事する職員を採用するために行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	民間企業等職務経験者試験	試験区分	電気若干人
採用予定人員			

二 受験資格

試験名	民間企業等職務経験者試験	受験資格
	昭和三十四年四月二日以降に生まれた者で民間企業等における職務経験が通算して六年以上（平成三十年四月一日現在）あるもの	

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 3 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行います。記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- 試験の日時、場所、方法及び合格者発表
- 1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成三十年六月二十四日（日）午前八時三十分から岐阜市において行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力)及び一般的知識(社会及び現代の社会に関する問題、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間三十分(にわたって)行います。

(2) 論文試験

識見、論理性、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(3) 経歴審査

民間企業等における職務経験並びに職務経験で培った知識、経験及び能力についての審査を行います。

(三) 合格者発表

平成三十年七月三日(火)(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyojoho/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成三十年七月中旬から八月上旬(予定)までの間に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び民間企業等における職務経験について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合

格者を決定の上、平成三十年八月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成三十一年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登載された者が全て採用されるとは限りません。

五 給与等

初任給は、学校卒業後、民間等における職歴その他を勘案の上決定され、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「民間経験者請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込みの方法

申込書に必要な事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「民間経験者受験」と朱書きし、〒五 八五七 (住所不要) 岐阜県人事委員会事務局宛で、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成三十年四月二十七日(金)から五

<p>試験名 受験 資格</p>	<p>二 受験資格</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="279 136 351 470"> <p>身体障がい者を対象とした職員採用試験</p> </td> <td data-bbox="279 470 351 683"> <p>行 政 五 人 程 度</p> </td> <td data-bbox="279 683 351 1115"> <p>試験区分 採用予定人員</p> </td> </tr> </table>	<p>身体障がい者を対象とした職員採用試験</p>	<p>行 政 五 人 程 度</p>	<p>試験区分 採用予定人員</p>	<p>月十八日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。郵送の場合は、五月十八日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。</p> <p>七 試験結果の提供 第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。</p> <p>八 その他 この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係(電話 五八二七二 八七九六)へ問い合わせてください。</p> <p>平成三十年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員(行政(大学卒程度)採用試験の実施 岐阜県人事委員会 委員長 廣 瀬 英 二</p> <p>平成三十年四月二十日</p> <p>この試験は、岐阜県職員として大学卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するために、身体障がい者を対象に行います。</p> <p>一 試験名、試験区分及び採用予定人員</p>
	<p>身体障がい者を対象とした職員採用試験</p>	<p>行 政 五 人 程 度</p>	<p>試験区分 採用予定人員</p>			
<p>試験問題の出題分野は、次のとおりです。</p>	<p>ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 日本の国籍を有しない者 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行います。記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。</p> <p>三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表</p> <ol style="list-style-type: none"> 第一次試験 <ol style="list-style-type: none"> 日時及び場所 平成三十年六月二十四日(日)午前八時三十分から岐阜市において行います。 方法 <ol style="list-style-type: none"> 教養試験 公務員として必要な一般的知能(文章理解(英語を含む。)、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力)及び一般的知識(社会及び現代の社会に関する問題、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間三十分に行います。 専門試験 公務員として必要な専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を二時間にわたって行います。 <p>自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者で、次の全ての要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成三十年四月一日における年齢が二十一歳以上三十四歳未満の者 身体障害者手帳の交付を受けている者 県内に居住している者(通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。) 活字印刷文による出題に対応できる者 					

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済原則、経済政策、経済事情、財政学、社会学、社会政策、社会学、国際関係等

(3) 論文試験

識見、論理性、思考力等について試験を行います。
なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(二) 合格者発表

平成三十年七月三日(火)(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyojoho/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成三十年七月中旬から八月上旬(予定)までの間に岐阜市において行います。
なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(3) 身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。(所定の身体検査書の提出を求めます。)

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成三十年八月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合格の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成三十一年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

五 給与等

平成三十年度の新規採用者の給料月額は、十八万九千三百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「県職員行政請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込みの方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「県職員行政受験」と朱書きし、〒五 八五七(住所不要)岐阜県人事委員会事務局宛てで、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成三十年四月二十七日(金)から五月十八日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。郵送の場合は、五月十八日(金)までの消印があるもの限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係（電話 五八二七二 八七九六）へ問い合わせてください。

正 誤

（原稿誤り）

平成三十年三月九日第二千九百二十八号 岐阜県産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（岐阜県規則第五号）（二二八頁上段前から十一行目中「第十九条の十一第三項」に「は、「第十九条の十二第三項」に」の誤り。

平成三十年四月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社